

放送分野の視聴データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会(第7回)
議事要旨

1 日時

令和4年4月25日(月) 15:00～17:00

2 場所

ウェブ会議

3 出席者

(1) 構成員

宍戸座長、石井座長代理、内山構成員、大谷構成員、佐藤構成員、高橋構成員、手塚構成員、長田構成員、牧田構成員、森構成員、山本構成員

(2) オブザーバ・発表者

一般社団法人IPTVフォーラム、一般社団法人衛星放送協会、株式会社 TVer、株式会社TBSテレビ、株式会社テレビ朝日、株式会社テレビ東京、一般社団法人電子情報技術産業協会、日本テレビ放送網株式会社、日本放送協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人日本コミュニティ放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、株式会社フジテレビジョン、一般社団法人放送サービス高度化推進協会、一般財団法人放送セキュリティセンター、個人情報保護委員会事務局、経済産業省商務情報政策局情報経済課、経済産業省商務情報政策局情報産業課

内閣府健康・医療戦略推進事務局 姫野参事官

(3) 総務省

吉田情報流通行政局長、藤野大臣官房審議官(情報流通行政局担当)、三田総務課長、井田情報通信作品振興課長、林田情報通信作品振興課課長補佐

4 議事要旨

(1) 開会

(2) 議題

① 配信サービスに対するガイドラインの適用に関する基本的考え方

資料7-1、資料7-2に基づき、事務局より説明。

佐藤構成員：資料7-2の15ページ「2-4 今後の進め方(案)」について、技術面も含めたアクセシビリティ向上支援策について、技術面を含めた対応をお願いしたいということと、第6回検討会で意見を申し上げた小規模中継局に関して記載いただいたことに感謝申し上げたい。

意見を申し上げたいのは、非対称措置を導入するうえでの基準として、資料7-2の5ページでは「公正競争」と「安心・安全」が挙げられているが、その2つだけで大丈夫かということである。公正競争については、前回も申し上げたが、グローバルプラットフォームに対しての公正という観点で記載されていると思うところ、そもそも電波の周波数を利用できるという点でも放送事業者が公正と言えるか議論がありえるかもしれません。その場合、公正競争の意味を問われる可能性もあるはず。また、安心・安全に関しても、2つの懸念点がある。1つ目、技術屋である自身が指摘する点ではなく、宍戸座長や山本構成員のイシューかと思われるが、「安全」は技術的見地となるが、「安心」は主観的な概念であるため、「安心・安全」を基準に置いてしまうと、何をもって「安心・安全」か分からなくなり、最悪、恣意的な運用になるおそれがあり、それをどのように防ぐかということとセットで議論しないとうまくいかないのではないかと。2つ目、安心・安全が求められる背景の問題である。老若男女が安心して視聴できるという安心・安全がそもそも放送に求められている理由や背景として、放送の社会的影響力の大きいから安心・安全が求められているとすると、放送に限らず社会的影響力が強い情報発信サービスに対しても安心・安全を求めることが本筋になると思われる。放送に非対称措置を導入すると同時に、それ以前に社会的影響力のあるもの、例えばネットにおける配信に関しても、同様に安心・安全を求めないと、整合性が取れなくなるだろう。この問題は非常に微妙で、私も放送事業者に対して非対称措置を導入することそのものは良いと思うが、さじ加減は非常に難しい。放送事業者のみがその非対称措置で有利になり、それ以外の事業者が非対称措置の恩恵を受けられないという制度設計において、微妙なさじ加減をしなければならない際に、公正競争と安心・安全という2つの観点だけで考えて良いか。その観点では、例えば冒頭で言及した山間部に電波かネットかは別にしてコンテンツを届けるという点に基準を持ってくるという考え方もあると思う。また、ニュースや報道番組の政策も基準になりえる。日本のテレビ放送では、放送事業者がコンテンツを製作していることがほとんどである。コンテンツ製作を基準にすると、グローバルプラットフォームの一部は排除できても、自主コンテンツに力を入れているグローバルプラットフォーム事業者もある。グローバルプラットフォーム事業者は報道機関ではないため、ニュースや報道番組の比率を上げることで放送事業者を有利にすることができる。公正競争と安心・安全という観点だけでは乗り切れないのではないということ、もう少し基準を増やした方が良いのではないかと。

宍戸座長：放送法の体系の根幹に関わる非常に重要な論点を提起いただいた。私もこれまで同じ意識で発言をしてきたつもりである。佐藤構成員が述べたとおり、社会的影響力が強いということは、これまでの検討会において、在京民放5社の問題が議論されてきたことから分かるとおり、いわゆる基幹放送を念頭に置いていると思われる。国家が法的な制度として、およそ放送一般について、番組編集の基本的な原則を定め、何よりも重要なこととして番組編集の自由をあえて法律で明文化して保障している。加えて、基幹放送は、ユニバーサルサービスとして、きちんと取り組んでいく観点から、基幹放送普及計画制度を定めて電波の優先的な割当等を確保している。それによって、国家がハード面や社会における安心・安全な影響力の面に加えて、制度的に国民の知る権利を放送によって確保する観点から基幹放送の制度が定められ、全体として一体になっていると考える。したがって、視聴データに係る様々な問題についても、特に基幹放送事業者による視聴データの取扱いについて、今のような放送法の体系を踏まえた整理をしつつ、放送法の体系で守ろうとしてきた価値や、その前提がもはや放送サービスだけではなく、動画配信サービスなどについても適用できるのであれば、非対称措置を動画配信サービスなどにも及ぼしていくべきではないか等、事務局で整理をいただくと良いと考えている。

森構成員：佐藤構成員、宍戸座長の発言と重複するが、放送分野固有の上乗せ規定の許容性について申し上げたい。資料7-2の6ページに「配信データ(ウェブの閲覧履歴)の活用はネットビジネスの収益構造の急所に当たり、この点でグローバルプラットフォーム等と比べて手足が縛られてしまうと、」競争に勝てなくなるという記載がある。この点について、放送事業者は特別扱い、上乗せ規制を受けても仕方がないという部分は、先ほど佐藤構成員、宍戸座長が御指摘したとおриと思う。放送事業者は、放送波、テレビを独占して、多くの人々が自動的に視聴するコンテンツを作ってきた経緯があり、おもしろく、安心・安全で老若男女が視聴するコンテンツを製作しており、コンテンツ力がある。また、放送事業者は、ブランド力も持っている。コンテンツ力とブランド力は独占状態のみが可能としたものではなく、放送事業者の皆様の御尽力によるものであって、独占事業者であることが理由であるというつもりはさらさらしない。ただ、結果として、コンテンツ力とブランド力がある状態になっており、そのような意味で、放送事業者としてある種保護されてきたところから強い力を持っていることが、上乗せ規制の許容性になるのだろう。もう一つ申し上げたい点として、グローバルプラットフォーム等と比べて手足が縛られてしまうと、競争に勝てなくなるという御意見があるが、もともと通信分野を専門としていた人間として、通信で起こった失敗を繰り返していただきたくないということを再々申し上げている。ウェブメディアにおけるデータの取扱いを自由にしてきたところ、最近になって、ようやく外部送信規制のような話がでてきた

が、なかなかスムーズに進んでいない。データの取扱いを自由にしたことにより、様々な国内事業者がウェブにタグを設置し、ウェブの閲覧履歴をグローバルプラットフォームに提供するが、グローバルプラットフォームから国内事業者にはデータが提供されないというウォールドガーデンの状況となった。これがインターネットの世界で自由にしたことから起こったことである。同様の状況とならないように注意しないといけないと考えており、同じことが放送の世界でも起きるのは困る。放送事業者の優良なコンテンツには多くの人が視聴する報道が含まれ、そこで得られた視聴データは思想信条に関わる機微なものにもなるものであり、自由にした結果、グローバルプラットフォームにデータが提供されてしまうことは懸念すべき。そのため、上乘せ規制の契機が正当化されない訳ではないことを申し上げたい。

宍戸座長：森構成員の御指摘には非常に重要な論点が含まれている。放送事業者に上乘せ規制が求められることは、単に放送事業者の手足を縛るだけではなく、ナショナルな、最終的には民主主義を含めた言論空間を健全なものにしていくためのコンタクトポイントに放送事業者がなっているため、視聴者の選択の機会や同意なく、大手海外プラットフォームを含む事業者が、放送事業者がコントロールしないところで放送外の目的で視聴データを利用することがないよう、自らがバナンスを仕組んで対応していくべきという意味での規律が求められているという話につながると理解した。

山本構成員：グローバルな視点に立つと、DSA(Digital Services Act)の導入の合意など、通信やネットの世界にも一定の規律がかかってきている状況だろう。しかし、資料7-1、7-2に記載されているとおり、構造上はアテンション・エコノミーの特性が強いため、ユーザーの興味関心に従ったパーソナライゼーションが基本になり、フィルターバブルやエコーチェンバー、フェイクニュース等に関する様々な問題が生じる世界と理解している。今後は様々な対策が取られる可能性もあるが、構造上はアテンション・エコノミーであり、公共的なものを目指すというパーパスが特にかかってこない世界と認識している。他方、放送、特に基幹放送は、そのパーパスを持っていると思う。放送法の第1条でも「健全な民主主義の発達に資する」という目的が掲げられており、事実を歪曲せずに伝える、多角的な論点を示すという公共的な役割が課せられている。これは、報道番組だけでなく、バラエティ番組、娯楽番組のようなものも、普遍的なパーソナライゼーション、人間のおかしさ、地域性に関するある種のバラエティなど、何かしらのパーパスを持ったものと理解している。こうした役割、目的を持っているところを、今後、アテンション・エコノミーの中でどのように維持していくかが問われており、こういった役割を担う自負を持つ事業者については、アクセシビリティ等を考えていくことは

あり得ると考えている。その言い方として、先ほどの安心・安全とか、公正競争という言い方で 100%一致しているかについては、今後議論する必要があるが、差し当たり、アクセシビリティを維持することについては賛成している。

石井座長代理：通信やネットの世界の議論があるところ、こうした議論をしている中でも、アジャイルに変化していくであろうことが想定されており、視聴者の世代や視聴傾向の変化が変化し、ネットにおける新たなサービスが出てくる。さらには、メタバースの世界になったらどうかという話もある。そのような変化の中で、従来の放送事業者に何が残るかを見据えて議論する必要がある。安心・安全の詳しい視点が出ているところをどのようにアドバンテージとして活用し、競争力を確保するかという考え方も重要と思う。放送事業者にはコンテンツ力とブランド力があるという御指摘が森構成員からあったが、視聴データを保護し、適切なコンテンツを配信できるサービスであることが安心・安全の鍵になると思う。ネット配信事業者と横並びで競争力をどうするかという議論ではなく、放送事業者が独自にこれまで築いてきた安心・安全を活かすことを基本的な視座として競争力を強化していくという考え方で、ピンチをチャンスに変えるではないが、視聴データを取り扱うことによる安心・安全の信頼性を確保し、それをどのように戦略に活かしていくかという観点の検討を進めていただけると良いのではないかと。

内山構成員：他の構成員の方々が法律的な面から事務局の方針に賛成意見を述べているため、経済的な面から賛成意見を述べたい。基本的には、放送は伝統的に各国別の事業の位置づけである。国際ビジネスである映画・音楽とは異なり、放送は原則的に国の事業あるいは1つの国を対象とした事業になっているが、通信と放送との融合が絡んできて、国際競争に引きずり込まれている状況がある。日本のコンテンツ、あるいは放送事業者にブランド力があるといっても、グローバル市場ではニッチであり、GAFA と正面切って戦える存在ではないことは一面の事実。ただし、日本国民に向けて何が必要かという、常にグローバルなサービスばかりが必要な訳ではなく、日本の事業者、日本人の手による、日本人のための情報サービスも当然あってしかるべきである。例えば、GAFA のような資本(事業者)を持たない欧州での放送政策では、Broadcaster VoD; BVoD というものを重要視しており、伝統的な放送局に対する期待はEU 圏域及び英国などでも非常に強く持たれている。そのような意味では、高い義務とそれに伴うインセンティブを付加して(注; 欧州は義務と同時に支援制度も充実した地域)、引き続き社会的責務を果たしていただくという方向性を検討することについては非常に賛成である。ただし、過去の著作権に関する議論でもそうであったように、何かにつけて、放送法に遡って放送の定義を見るところまでいくと、別の先生が別の場でパンドラの箱と表現されていたが、まとまらなくなるため、そこまでいかないレベ

ルの所で、地に足をつけた議論ができると良い。

ネットの世界は玉石混交で、グレシャムの法則が働きやすいため、発信者としてのメディアリテラシーを持つ方々による情報発信は、UGC とは一線を期する部分があると思う。そのような意味において、発信者リテラシーを持っている方々による情報発信としての、例えばテレビや新聞は、引き続き重要視されなければならないと考えている。

高橋構成員：非対称措置について基本的に賛成である。非対称措置の導入のコンペやテーマとなっている公正競争、安心・安全の内容に関して議論があった箇所については、それを前提としてコメントを控えさせていただく。資料7-2の 13 ページにアクセシビリティ向上支援の具体的検討例が記載されているが、アテンション・エコノミーにおいて埋没しないことは非常に重要であると思うが、これをどのように実現するかについてまず議論すべきではないか。これは、規定の問題だけではなく、戦略の問題でもある。グローバルプラットフォームの土壌に入っていくだけでは、公正競争や安心・安全の両立は実現できないように思う。どのような戦略を持って日本のテレビ業界が対応していくかをセットで議論をしないと、意味のある検討にならないのではないかと。どのような会議で議論するかという問題はあってもいいが、戦略は重要と考える。

宍戸座長：資料7-1、資料7-2で示した大きな方向性について、構成員からいくつか論点や重要なポイントを御指摘いただいた。今後は構成員からいただいた御意見を反映させつつ議論を拡大、深化させていきたい。

② 次世代医療基盤法の概要

資料7-3に基づき、内閣府健康・医療戦略推進事務局より説明。

佐藤構成員：次世代医療基盤法は医療分野では有用だと思われるが、放送分野に持ってくることができる部分は限定的と考える。医療データを収集するのは医療機関であるが、医療機関で研究・開発をしている訳ではなく、また、データ分析の技術を持っているとも限らず、さらに、医療データは分散化されているため、医療データを利活用するための法律ができたと理解している。放送の場合は、放送局自身がデータの利活用に熱心であり、分析能力もある。また、地方も含めると多くの放送局が存在するものの、医療機関の数と比較すると極めて少ないため、データが分散しているとは言い難い。次世代医療基盤法の枠組みをそのまま放送分野に持ってきて合わないのではないかと印象をもつ。もし、次世代医療基盤法を放送分野で参考にする場合、認定した事業者が分析・利用するとい

う枠組みを持っていくことが限界で、その先を参考とするのであれば、放送と医療の違いをよく区別して導入された方が良いのではないか。

牧田構成員：次世代医療基盤法に基づくと、本人の求めに応じて提供停止が可能という御説明があった。現時点では約200万人の医療情報を収集されているということだが、どのくらいの割合の方が医療情報の提供をオプトアウトしているかデータはあるか。

内閣府健康・医療戦略推進事務局：すべてを網羅してまとめた情報はない。認定事業者から伺っている話では、オプトアウト率は1%に満たないレベルと伺っている。

内山構成員：次世代医療基盤法に係る議論がされてきた背景として、新型コロナウイルスの問題があり、日本国内でビックデータを作ることができず、その影響でワクチンや治療薬等の開発でアメリカ、ドイツ、中国、ロシア、インド等の他国に遅れを取ったという現実があると認識している。個人的には、典型的な合成の誤謬があったと考えており、個の最適を追求した結果、全体の最適を失い、回り回って個の利益も損なわれているという構図が生まれていると理解している。このような理解で資料7-3の御説明を受け止めて良いか。

内閣府健康・医療戦略推進事務局：次世代医療基盤法が議論され始めたのは2015年前後である。医療情報は集合体として活用すると非常に大きな公益に資するものである一方で、個人にとってはセンシティブな情報であるため、両者を両立するために考えられたのが次世代医療基盤法である。コロナ禍において、日本のビックデータの活用が十分であったのかという点は、真摯に受け止めて検討することになっている。現在、次世代医療基盤法についても、データの利活用を促進するためにどうすべきか検討している状況である。

高橋構成員：この会議で参考になる点があるとなれば、医療業界に関する信頼や果たすべき役割に対する国民の期待といった部分にあると思う。これまでも本検討会で議論してきたことだが、基本的には日本の放送局が果たす役割が非常に大きく、信頼に支えられていたため、信頼に基づくエコシステムを作るという点では参考になるのではないか。

宍戸座長：佐藤構成員の御指摘の関係で申し上げますと、様々な制度と比較することで、視聴データの取扱いについてどのように考えるかということについて、いくつか視座が得られると思う。例えば、各キー局においては視聴データの取扱い・分析能力があるだろうという一方で、キー局間で視聴データを連携する場合に、そ

の連携の主体に一定のガバナンスがなくて良いか、あるいはそのガバナンスに対して公的な関与があることによって信頼性を確保する必要があるかといった問題がある。また、ローカル局同士で視聴データを活用しようと思った場合に、ローカル局の中には1社では対応が難しいところもあり、ローカルで何か考えられるかといった問題もある。さらに、中立の問題もありうる。番組ネットワークの系列を結んだときに、あるいはキー局とローカル局の間で視聴データの共有、利活用を本当に行うかはこれからの議論であるところ、例えば系列で1つにまとめた組織にやっていただくことや、キー局に集約する代わりに、キー局には系列のデータについても責任を負っていただく等の様々な議論があり得る。このような検討をする際に、次世代医療基盤法の議論が参考になると考えている。

佐藤構成員：その点については全く異議はない。下手に情報の共同利用で視聴者から見えない形で視聴データの共有が進むよりは、ガバナンスを効かせた方が良いため、そのような意味で次世代医療基盤法の仕組みは参考になるところがあるだろう。先ほど申し上げた論点としては、率直に申し上げて、つまみ食いすれば良く、参考になるところのみ使えば良い。そこをうまく切り分けて、次世代医療基盤法の考え方で参考になるところをうまく導入できれば良いと思っている。

大谷構成員：次世代医療基盤法について、導入当初はなかなか実績が上がらなかったところ、現在は認定事業者が複数存在しており、提供する匿名加工医療情報の実績が複数あることは喜ばしいと考えている。佐藤構成員が御指摘した相違点を踏まえつつ、このような仕組みを取り入れることが適切か、あるいは参考にすることが良いかということについては、公的な関与の程度をどの程度見るかということにかかっているのではないかと考えている。放送と医療情報を直接比較することそのものがあまり意味はないだろう。その理由として、基幹放送などは、まず、個人情報提供を受けてこなかった長い歴史の上に安全・安心が成り立っているという点で医療機関とは大きく異なることがある。そのため、この違いを細かく分析するというよりは、次世代医療基盤法におけるガバナンスの仕組みをうまく取り入れた形で、次世代医療基盤法ほど法的な関与を大きくせずに、自律的に放送事業者がこのような仕組みを利用することができるかについて、放送事業者に検討していただき、提案をいただく等の検討素材として利用できると有益ではないか。

石井座長代理：次世代医療基盤法については、ガバナンスの仕組みをどこまで取り入れるかという点について他の構成員の御意見を伺い、そのとおりと感じた。医療情報は機微性が高い反面、利活用することは公益性が高いため、保護する必要性と利活用する必要性がどちらも高く、ハンドリングが難しい類の情報と考えている。公益性の観点から見ると、政府の他の検討会においては、防災目的

で個人情報を利用する場面や、子どもの保護など、ある種全体の利益を満たすための利活用の機能が進んでいる中で、視聴データの性質をどのように捉えるかを留意しつつ、公的な関与の度合いをどのように図っていくかという話と思う。ガバナンスの仕組みとしては自律的に取り組んでいただく方が良いと考える。端的には公益性があるとは言えない状態ではあるものの、全体の利益を高める性質の利活用ではないと思われる場面で、次世代医療基盤法の中のガバナンスの仕組みをどのように取り入れていくかという点が論点になるとと思われる。

山本構成員：次世代医療基盤法の検討に参加した経験も踏まえて意見を述べさせていただきます。視聴データの利用と医療データの利用には、ある種のねじれのようなものを感じている。医療ビッグデータは公共性が非常に高いことに加え、基本的に個人に働きかけをするものではないという特徴がある。対して、マーケティングやリコメンデーションのために端末情報や Cookie 情報を利用することは、営利性が強く、かつ、特定個人情報とは直接は言えないものの、個人に働きかけるといった特質を持つ。公共性が高い医療ビッグデータは自由に利用できないにもかかわらず、営利性が高いマーケティング目的での端末情報の利用は比較的自由に行われているが、これは逆であるべきではないか。視聴データには、2通りの使い方があり、1つは、公共的な目的を持って、個人に働きかけない使い方である。これについては、次世代医療基盤法の在り方が参考になる。アテンション・エコノミーとの差分を検討するために、このようなビッグデータを利用するという点である。個別化のアルゴリズムではなく、コミュニティを「つなぐ」ためのアルゴリズムを作るといったパーパスのために利用するのであれば、ガバナンスを条件としつつ、視聴データを活用しやすくする。この点では、次世代医療基盤法のモデルが参考になる。他方、マーケティングやリコメンデーション等を目的として個人に働きかける使い方は、次世代医療基盤法とは大きく性格が異なるため、また別途検討が必要である。放送分野と医療分野では、共通する部分と共通しない部分があり、共通する部分については次世代医療基盤法が参考になるのではないかと感じる。

央戸座長：一括りに視聴データの取扱いといっても、山本構成員に御指摘いただいたような違いがある。その違いを踏まえた上で、それぞれを区別し、2つの利用目的が同時に走る場合に、適切にガバナンスすることをどのように担保するかという意味で、もしかすると異なる議論が、他方、参考にできることがあるかもしれないという局面と感じた。

長田構成員：放送事業者が考えている視聴データの利用目的として、次世代医療基盤法のような形ではなく、最終的には個々に働きかけができるような利用方法も望んでいると認識している。次世代医療基盤法の仕組みについて1点伺いた

い。病院、診療所が患者に予め医療データの提供に関する同意を取っており、提供に係るオプトアウト率は非常に低いということであったが、患者が本当に理解できる形で同意を取得しているか。匿名加工しており、個々に関係がない形になるため、患者が納得して同意しているのかもしれないが、同意の仕方が難しいと思っている。

内閣府健康・医療戦略推進事務局：次世代医療基盤法では、病院、診療所において本人の同意までは取得する必要はない。医療情報の提供について、本人の同意は必要ないが、拒否する機会があることを通知することにしており、実際には、病院の窓口で書面をお渡しすることや、精算時に医療情報の提供を拒否する機会があるということをお知らせすることが考えられる。医療情報の提供先が認定事業者であり、認定事業者において確実に匿名加工された上で、本人が一切特定されない形で利活用されることを何らかの形でお知らせすることになっている。

長田構成員：次世代医療基盤法では、直接対面するような形で情報が患者に伝えられると理解した。放送の場合、本人への直接の説明が難しく、次世代医療基盤法の停止方法を取り入れるとしても、その通知の仕方が非常に困難と感じた。

③ 各論点と今後の進め方について

資料7-4に基づき、事務局より説明。

長田構成員：検討の手順等を修正していただきたい訳ではないが、受信機を通して視聴データを取得している事業者は放送事業者だけでなく受信機メーカーもあるし、有料放送事業者もあり、それら事業者をすべて含めて、どのように視聴データを利用されるか整理しないと、視聴者として混乱するのではないか。放送における視聴データの取扱いを整理した上で、その次の段階としてネットの配信サービスにおける視聴データの取扱いを議論すべきと思う。受信機を通じて視聴データが取得されていることを認識していない視聴者の方が多いため、どの場で議論するのが良いかは分からないが、課題を整理して全体をどのように考えていくか総務省として取り組んでいただきたい。

森構成員：長田構成員から御指摘があったメーカーが取得する視聴履歴については、非常に重要なことであり、今後の進め方の中で取り組んでいただきたい。

資料7-4の2ページ「論点と今後の進め方」において、「3-2 電気通信事業ガイドラインの改正に基づく放送分野ガイドラインの改正」に関する記載があるが、電気通信事業法の外部送信の省令事項のことが3ポツで書いてあり、4ポツで

今後は電気通信分野の議論を踏まえつつ、放送分野ガイドラインにおいても同様の改正が必要であるか、検討することとしてはどうかと記載がある。これはぜひ検討いただくべきと思う。電気通信事業法は電気通信事業者など、電気通信事業を営む者を規制する法律であり、放送法は放送事業者を規制する法律であるため、放送分野ガイドラインは少し異なる建付けとなっているが、一種のアドバンテージでもある。ここで注意しなければならないのはユーザデータであり、そのデータをどのように扱うかということである。事業者が誰かということと異なる観点から、ユーザデータは見られるべき。メーカーが取得する視聴履歴についても検討していただきたいと先ほど述べたが、メーカーとテレビ局は本来全く異なる事業を行っているが、同じ遡上に載せようとする理由は、同じデータを取り扱っている事業者であるためである。本来は同じデータを持っている人は、すべてその規制対象に入ってくるべき。外部送信についても、放送コンテンツのインターネット配信においても、同じく問題になることが想定される。また、放送事業者のコンテンツ力、ブランド力を考えると、配信サービスにおける外部送信規律はより高いレベルで求められるのではないかと思われる。TVer や NHK プラスのような具体的なメディアは、プラットフォーム的な側面もあるが、そのようなサービスにおける外部送信の規律や、コンテンツのレコメンデーションのアルゴリズムについて、メディアとしてどうあるべきか、メディアとしての規制の話となるが、「3-2 電気通信事業ガイドラインの改正に基づく放送分野ガイドラインの改正」のテーマとして議論すると良い。

石井座長代理：電気通信事業ガイドラインの改正では、細々とした部分が変わっている。例えば、電気通信事業ガイドライン解説の「3-1-1 利用目的の特定（第4条第1項関係）」にプロファイリングという言葉が入っており、「本人の同意を取得することなく不必要に広告のセグメント情報として広告配信その他の行為に用いないようにすることが望ましい。」という記載も加えられている。また、個人関連情報に該当する事例も追加されている。電気通信事業ガイドラインの解説も含め、追加されている箇所が参考になるため、細やかに検討いただくと良い。

大谷構成員：資料7-4の6ページについて、共通 NVRAM は当面は在京民放5社の課題であり、α社という特定の会社のガバナンスの問題になっているが、他局で同様の視聴者非特定視聴履歴の取得が必要になった場合のモデルになり得るものでもあるため、在京民放5社に係る検討の取りまとめを踏まえて、一般的なルールに落とし込むための検討もいずれ必要になるのではないか。より一般化した考え方として整理することを目標として取り組むことが必要ではないか。

佐藤構成員：宍戸座長は「プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに

関するワーキンググループ」の座長も務めており、第11回会合ではモバイルキャリア4社の取組を各社から御紹介いただいた。視聴履歴の取扱いについては、制度としてやらなければいけない部分と、各事業者が取り組まなければならない部分があるところ、各事業者の取組については、検討会で状況を伺うことが重要だろう。そのときコメントをするというよりは、ベストプラクティスを見つけていくという観点で、現状の取組を御紹介いただくことを、本検討会の今後の検討の課題に入れていただくと、事業者のガバナンスだけでなく、制度全体のガバナンスを検討する上でも重要かつ有益なのではないか。

内山構成員：本座組で様々なことを疑問として問いかけてしまうと、コンプライアンス重視の事業者はフリーズしてしまうだろう。実際にアクションを起こせなくなってしまうことで、事業者が考えていることや取り組みたいことが具体的に見えてこない状況が続いている印象を受ける。ここまでは取り組んで良いということをもっと出していかない限り、世の中（視聴者や国民）に実際のサービスの形が見えないのではないか。PDCA サイクルが流行していると思うが、この世界は PDCA サイクルではなく、OODA ループであり、走りながら考えなければならない部分がある。アクションを伴う形で議論を進めていただきたい。

手塚構成員：仮名加工と匿名加工の違いを議論することが、この分野でも重要である。仮名加工においては、本人との紐づけの問題が具体的に見えてきている。事業者としては、良い部分かもしれないが、個人情報保護の観点では問題になるため、バランスをどのように考えるか、具体的な例で検討を進められると良い。また、共通 NVRAM について、大谷構成員の御指摘は重要である。まずは、在京民放5社が取り組んだものについて話を伺い、まとめていただくことは放送分野において前向きな貢献になると思う。きっちりと状況を把握し、今後どのようにしていくか検討することは、日本の放送業界にとって重要であるため、ぜひ議論の場を設けていただきたい。

一般社団法人日本民間放送連盟：1年間の議論を経て、事務局より論点と今後の方針が明確に示されたため、それに合わせて民放連としても準備していきたいと考えている。個々の論点について、現時点で在京民放5社及び民放連として統一的な見解は無いが、事務局より本日御示いただいた進め方については、基本的には異論は無い。

日本放送協会：本日、事務局より示された論点に沿って引き続き検討を進めていただけるとありがたい。

株式会社テレビ東京：放送のコンテンツ力やブランド力について森先生から御指摘いただいたが、ごもっともと認識している。配信の世界においても、引き続き安心・安全なコンテンツを配信し、これをブランド力としてビジネスを行っていきたい。ただし、1点整理していただきたい事項がある。同時配信を含むコンテンツ配信、イベント、e コマース、通販などのデジタル事業等は、放送外事業としており、公共性が高く、放送法で厳しい規律が求められる放送事業とは明確に区別している。放送法においては銀行法のような兼業規制がなく、事業者の創意工夫の道が開かれていると解釈してビジネスを進めている。このような枠組みの中で、有料コンテンツ配信やオンラインイベント等のデジタル事業を、いわば放送事業者ではなく一般の事業者として手掛けているつもりである。そのため、電気通信事業法や電気通信分野の個人情報ガイドラインに従って、事業又はデータの利活用を進めている。また、例えば同時配信であっても、放送コンテンツだけでなく、ほかのコンテンツが混在する場合があるため、一概に放送事業者の同時配信といっても見分けることが難しい現状がある。デジタルサービスは放送とは異なり、極めて柔軟な事業設計が可能であり、ビジネスモデルも刻々と変化していることも踏まえ、御議論いただきたい。

それから、多様かつ一体的に運営しているデジタル事業の実務を手がける企業として、同時配信など、特定のコンテンツ配信サービスのみ切り離して放送に準ずる公共性を事実上義務づけることや、放送分野ガイドラインを適用することに違和感を持っている。非対称措置を選択しなければ、上乘せ規律の遵守も求められないため問題ないという議論があるかもしれないが、放送の視聴データと切り離れた形で配信サービスを行うことがある場合にも、電気通信分野のルールと放送分野のガイドラインを、いわば二重、三重の規制のような形で上乘せ適用する必要がなぜあるのか、改めて整理していただきたい。

グローバル競争という意味で、もはや GAFA には伍していけないという厳しい御指摘もいただいたが、放送事業者の配信サービスのみに乗せ規律を適用することで、ネットの世界での競争力がさらに劣後することを懸念している。テレビ東京では、TVer だけでなく、自社、他社の有料サービスにコンテンツを出しており、その中には YouTube も含まれる。自社のサービスが先細りになれば、コンテンツを出す先は GAFA しかなくなることを危惧している。

宍戸座長：様々なデジタルサービスを放送局が進めていき、経営基盤をしっかりと強化していただくことについて、放送法が求める公共的な役割を放送局が実現し、今後のサイバーフィジカルが融合する社会の中で、正しい、必要な情報が質・量ともに適切に国民に提供されることを確保する上でも、放送事業者、とりわけ民間の基幹放送事業者が果たす役割は非常に大きい。しっかりと整理することが必要と改めて認識した。視聴データとそれ以外のデジタル分野でのデータの取

扱いについて、どのような実態となっており、どのような考えになっているかなど、両者が混在している場合には視聴データの規律に寄せて取り扱う必要があるが、混在していない場合、当然異なる規律になり、個人情報保護法の体系の中で、それぞれのガイドラインが適用されることになる。しかし、外から放送局だと見えている中で、適切な個人情報の取扱い、プライバシーに関するガバナンスの体制が現実にもどのように構築され、あるいは構築されようとしているかということだろう。共同利用など、TVerや他社においてどのようなガバナンスの体制があれば、そのようなことが紛れないと言えるかといった問題があり、放送業界としてどのような取組をしているか関心があるところ。今後の検討の中で、具体的なデータの取扱いの実態や、ガバナンスの方向性について丁寧にお話を伺いながら、その上でどのように議論を整理していくか考えるべき。過剰な負担にならず、しかし、本来求められる安心・安全などのこの場に出てきた諸価値を適切に守る体制がどのようにできるかということについて、話を伺いながら作業を進めていただきたい。事務局を介してインプットをいただくか、検討会の場で具体的に何社かヒアリングをさせていただくかについては、私の方で引き取って、事務局とも相談して進めることとしたい。

事務局：重要な御指摘をいただき感謝申し上げたい。多様な角度から骨の太い議論をいただいたため、中立的に整理して、座長と相談しつつ、今後の進め方を検討したい。

(3)閉会

事務局より次回開催日時等、伝達事項の連絡。

以上